

【大規模集客施設対象（飲食店以外）】4/25～6/20 実施分 兵庫県新型コロナウイルス感染症拡大防止休業等協力金 申請要項

申請受付期間: 令和3年6月21日(月)～令和3年7月30日(金)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態措置により、兵庫県が集客力の高い大規模施設(1,000㎡超)等に対して行った休業・営業時間短縮要請(以下「休業等要請」といいます。)に応じていただいた運営事業者及びテナント事業者・出店者の皆様に対し「新型コロナウイルス感染症拡大防止休業等協力金(大規模施設等)」(以下「協力金」といいます。)を支給します。

(この協力金は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業です。)

1 協力金対象施設・要請内容【対象地域: 県内全域】

(1) 床面積の合計が 1,000㎡超の多数利用施設

◆支給対象 大規模施設 及び 同施設内のテナント事業者・出店者

※大規模施設運営者が休業・時短要請に応じた場合のみ、テナント事業者・出店者は支給対象になります。テナント事業者・出店者が独自に休業している場合は支給対象になりません。テナント事業者・出店者の申請には、大規模施設運営者の休業・時短営業の通知(証明)が必要です。

*提出していただく通知(証明)については、P11④をご確認ください。

◆対象施設・要請内容

種類	施設の例	要請内容
映画館等※1	映画館、プラネタリウム 等	① R3.4.25(日)～5.11(火) [17日間] 休業
商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター等 (生活必需品の店舗 ※2 は除く)	②R3.5.12(水)～5.31(月) ＜平日[14日間]＞ 19時までの営業時間短縮
運動・遊技施設	スポーツクラブ、ヨガスタジオ※3、麻雀店、パチンコ屋、ゲームセンター、ビリヤード場、囲碁・将棋所 等	＜土日[6日間]＞ ※4 休業(屋内運動施設は19時までの営業時間短縮)
＜屋内運動施設＞	体育館、水泳場、屋内テニスコート、ボウリング場 等	
遊興施設 (飲食店除く)	個室ビデオ店、ライブハウス、場外馬券場 等 ※5	③R3.6.1(火)～6/20(日) ＜平日[14日間]＞ 20時までの営業時間短縮
サービス業	生活必需サービス※6 以外の店舗	＜土日[6日間]＞ ※4 休業(屋内運動施設は20時までの営業時間短縮)

(注)博物館等(博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園等)は支給対象外です。

※1 映画館等は、R3年6月1日から6月20日まで下記(2)イベント関連施設の扱いとなるため土日の休業要請は行っていません。

※2 食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、燃料等を扱う店舗(6月1日から化粧品含む)。但し、生活必需品と必需品以外の両方を扱う店舗が、生活必需品以外の売場を休業・時短した場合は対象です。

※3 スポーツクラブ・スポーツジム、ヨガスタジオは、(1)多数利用施設の区分として、R3年5月12日から5月30日までの土日は休業を要請していますが、6月1日からは屋内運動施設の区分となり、20時までの営業時間短縮要請となります。

※4 5月12日～6月20日の土日に関して、県の要請として休業要請の協力を依頼していますが、国が要請している20時までの時短営業を実施していただいている場合は、時短営業分に関して支給対象となります。

※5 ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は支給対象外です。

※6 理髪店・美容院、公衆浴場、不動産屋、修理店、クリーニング店等

(2) 床面積の合計が 1,000 m²超のイベント関連施設

◆支給対象 施設内のテナント事業者・出店者

※イベント関連施設運営者が無観客開催、時短要請に応じた場合のみ、施設内のテナント事業者・出店者は支給対象になります。テナント事業者・出店者が独自に休業している場合は支給対象になりません。テナント事業者・出店者が申請する際には、イベント関連施設運営者の無観客開催・時短営業等の証明が必要です。

*提出していただく証明については、P11④をご確認ください。

※イベント関連施設運営者は無観客開催、時短要請に応じていても、協力金の対象外です。

◆対象施設・要請内容

種類	施設の例	要請内容
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム※1 等	①R3.4.25(日)～5.11(火) [17 日間] 無観客開催
集会・展示施設	公会堂、展示場、貸会議室、多目的ホール 等	②R3.5.12(水)～5.31(月) [20 日間] 〈劇場等、集会・展示施設、ホテル・旅館〉 イベント開催の場合、21 時までの営業時間短縮
ホテル・旅館	ホテル、旅館の集会の用に供する部分	〈運動施設(屋外)、遊技施設〉 イベント開催の場合、21 時までの営業時間短縮
運動施設(屋外)	野球場、ゴルフ場、屋外テニスコート 等	
遊技施設	テーマパーク、遊園地 等	③R3.6.1(火)～6.20(日) [20 日間] ②と同様

※1 映画館等は、R3 年 6 月 1 日から 6 月 20 日まではイベント関連施設の扱いとなります(引き続き協力金の対象)。

(3) 食品衛生法の飲食店・喫茶店営業の許可を受けていないカラオケ店(床面積 1,000 m²以下)

◆支給対象 カラオケ店を営む事業者(以下「非飲食業カラオケ事業者」といいます。)

◆要請内容

・休業、又は、通常 20 時から翌朝午前 5 時までの時間帯に営業している店舗がカラオケを提供せずに、営業時間を 5 時から 20 時までに短縮すること

・カラオケの提供及び利用客による酒類の店内への持ち込みをさせないこと

※ 休業要請に従った場合のみ協力金の対象となります。

* 休業要請対象施設については、ホームページでご確認ください。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_soti.html



2 支給要件

次の5つの要件をすべて満たす事業者の方が対象となります。

- (1) 兵庫県内で、上記1(1)～(3)で支給対象としている施設・店舗を運営している法人または個人事業主であること。

※主たる事務所が県外であっても県内に事業所があれば対象となります。

※(1)大規模施設及び(2)イベント関連施設運営者が休業・時短要請に従っていない場合、テナント事業者・出店者は支給対象になりません。

- (2) 対象施設が令和3年4月24日以前に営業を開始していること。または、休業等要請期間中に開業予定であったこと(公的証明・契約書等で確認できる場合に限り)。)

- (3) 対象施設が兵庫県の休業等要請に応じて、①令和3年4月25日から5月11日までの間、②5月12日から5月31日までの間、③6月1日から6月20日にそれぞれ、定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して休業等要請に応じたこと。

※特別な事情で要請期間初日から休業等が困難だった場合、協力開始日から休業等要請期間の最終日までの間、定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して休業要請等に協力していれば、休業等日数に応じて協力金を支給します。

※原則、対象施設内の全ての店舗(生活必需品・サービス以外)が休業要請等に協力いただく必要があります。

- (4) 業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、時短営業の際は、兵庫県の感染防止対策宣言ポスターを店頭または店内に掲示していること。

※1 各業種別ガイドライン(内閣官房HP)

https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline_20200527.pdf

※2 感染防止対策宣言ポスター

兵庫県HPから入手してください。HPから入手困難な場合は

「緊急事態措置コールセンター」までお電話ください。(電話078-362-9921)

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/senngennposter.html>



- (5) 申請者または申請者の代表が、暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)に規定する暴力団若しくは暴力団員、又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

3 支給額

次の(1)～(4)の1日当たりの支給額に、休業要請・営業時間短縮要請にご協力いただいた日数を乗じた金額を支給します。

定休日や不定休による店休日は、協力金の対象となる休業等要請に応じた日数に含まれません。申請書に、休業等要請に協力していただいた日を申告いただきます。

通常時と休業等要請中の定休日異なる場合や、不定休による店休日数が異なる場合は理由書(添付資料⑩)を提出してください。

(1) 床面積の合計が 1,000 m²超の大規模施設の運営事業者

「A 自己利用部分の休業面積に関する協力金」「B テナント事業者等の把握管理に係る協力金(10 店舗以上のテナント)」「C 特定百貨店等店舗に係る協力金」の合計額を支給します。

◆休業 R3.4.25(日)～5.11(火) R3.5.12(水)～6.20(日)の土曜・日曜

1日あたりの支給額 = A + B + C

A:自己利用部分の休業面積
1,000m²あたり 20万円/日

+

B:テナント店舗・特定百貨店等店舗数(10以上)
× 2千円/日

+

C:特定百貨店等店舗数 × 2万円/日

(例)・自己利用部分の面積 :3,400m²
 ・テナント事業者+特定百貨店等店舗 :50店舗
 ・特定百貨店等店舗 :30店舗

A:20万円 × 3(4,000m²未満) = 60万円
 B:2千円 × 50店舗 = 10万円
 C:2万円 × 30店舗 = 60万円
支給額/日 =130万円

◆時短営業 R3.5.12(水)～6.20(日)の平日

1日あたりの支給額

休業の場合の支給額(A+B+C)
×
(本来の営業終了時間-20時) ÷ 本来の営業時間

(例)・自己利用部分の面積 :3,400m²
 ・テナント事業者+特定百貨店等店舗:50店舗
 ・特定百貨店等店舗 :30店舗
 ・通常営業時間 :11時～21時まで(10時間)
 ・時短営業時間 :11時～20時まで
 130万円 × (21時-20時)
 ÷ 10時間 = 13万円/日

※本館・別館等 建物が分かれている場合
それぞれの建物で申請が可能

A 自己利用部分の休業面積に関する協力金(1,000 m²あたり 20 万円/日)

自己利用部分

大規模施設自らが一般消費者向けに事業を行っている部分

支給金額の計算

(例)自己利用部分の休業面積2,000m²未満
 20万円 × 1単位 = 20万円/休業日

(例)自己利用部分の休業面積3,000m²未満
 20万円 × 2単位 = 40万円/休業日

以下、1,000m²毎に20万円/日 を加算

※面積ごとの単位について

0m ² ～1,999m ²	1単位
2,000m ² ～2,999m ²	2単位
3,000m ² ～3,999m ²	3単位

以下省略

※面積の除外について

C(特定百貨店等店舗)、トイレ、駐車場、事務所等のサービスの提供を直接的に行っていない部分は除く

→全体の面積から対象外面積を除く

(注1) 自己利用部分とは、大規模施設運営事業者自らが、一般消費者向け事業の用に直接供している部分を言います。階段、エスカレーター、エレベーター、施設間の連絡通路、休憩室、トイレ、駐車場や、一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務所や倉庫等、その施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分及び特定百貨店店舗に係る面積は除きます。

ただし、大規模小売店舗の屋内にある集客を目的とした催事や移動式店舗の出店等に用いられ

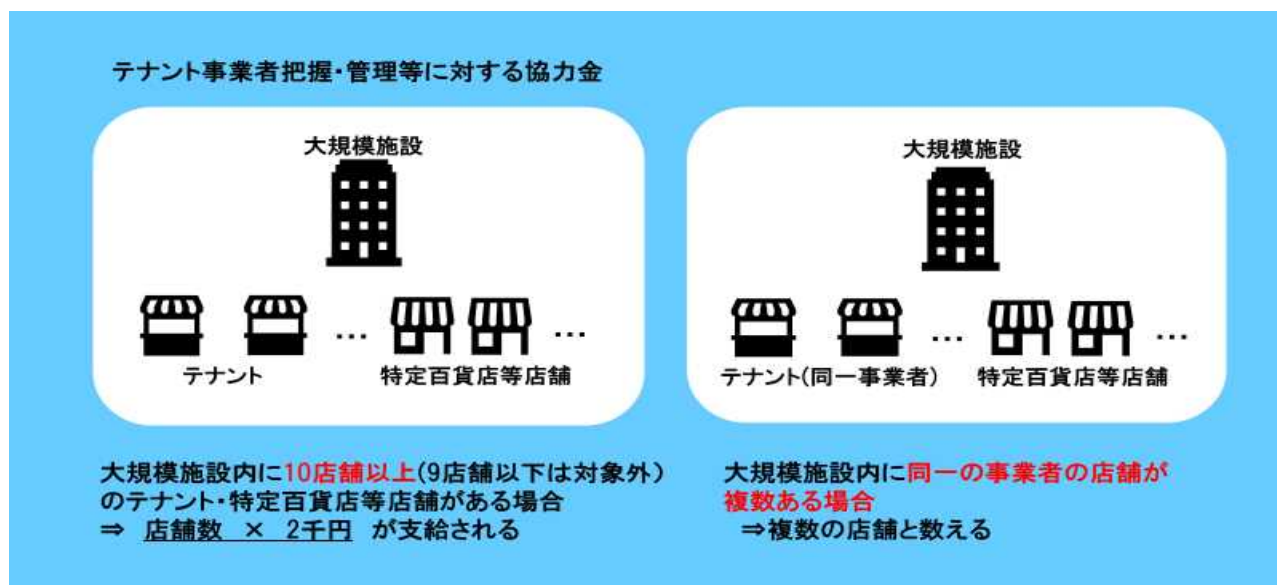
ている実績がある広場や通路の面積を含みます。

自己利用部分が0㎡である場合も「A」が適用されます。

(注2) 休業面積は、要請に応じて休業または時短営業を行っている部分の面積で、テナント事業者等、生活必需品の販売事業の区画面積は除きます。単位未満は切り捨てとし、1,000㎡とします。

B テナント事業者等の把握・管理に係る協力金(1店舗あたり2千円/日)

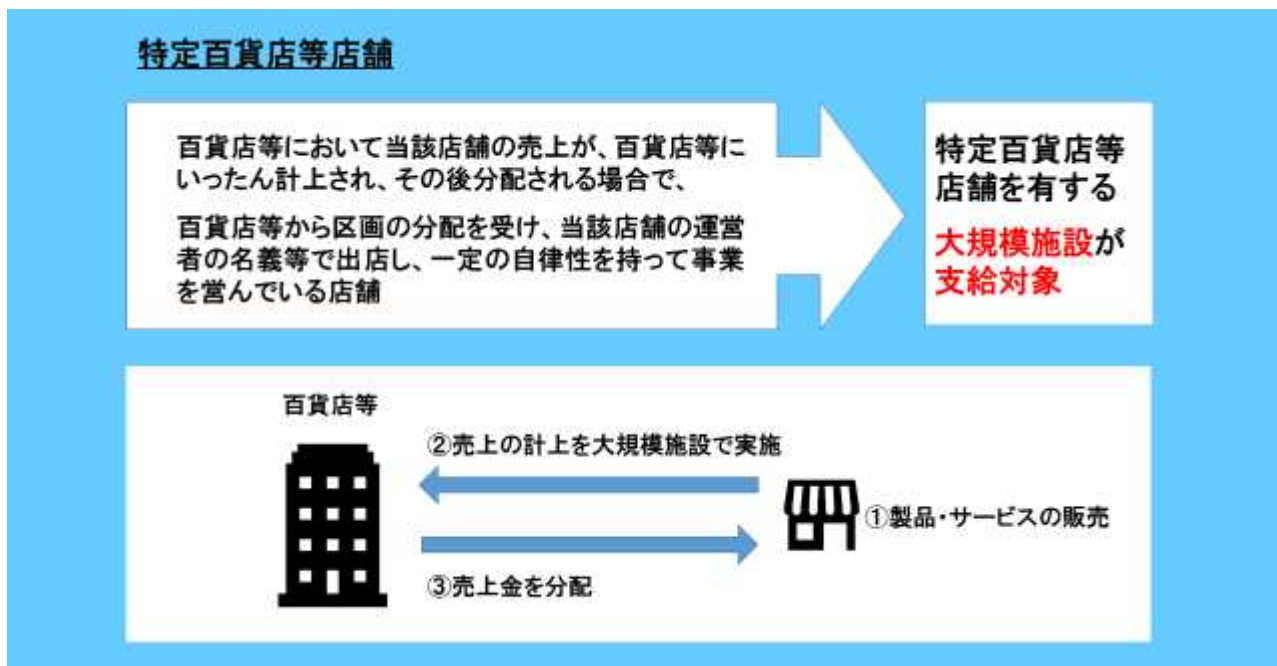
大規模施設内に10店舗以上のテナント事業者等(支給対象となる店舗)がある場合のみ支給します。同一の事業者の店舗が複数ある場合は、複数店舗と数えます。



C 特定百貨店等店舗に係る協力金(1店舗あたり2万円/日)

「特定百貨店等店舗」とは、店舗の売上げがいったん百貨店に計上され、その後、分配される場合で、当該百貨店等から一定の区画の分配を受け、当該店舗の運営者の名義等で出店し、一定の自律性をもって事業を営んでいる店舗です。

※「特定百貨店等店舗」は、テナント事業者等協力金の対象になりません。協力金は特定百貨店等店舗を有する百貨店等大規模施設に支給されます。



(2) 大規模施設・イベント関連施設内のテナント事業者・出店者

◆休業 R3.4.25(日)～5.11(火)
R3.5.12(水)～6.20(日)の土曜・日曜

1日あたりの支給額

店舗面積100㎡当たり 2万円/休業日

(例) 店舗面積200㎡未満



2万円 × 1単位 = 2万円/休業日

(例) 店舗面積300㎡未満



2万円 × 2単位 = 4万円/休業日

以下、100㎡毎に2万円/日 を加算

◆時短営業 R3.5.12(水)～6.20(日)の平日

1日あたりの支給額

休業の場合の支給金額 ×
(本来の営業終了時間 - 20時) ÷ 本来の営業時間
(注2)

(例) 店舗面積 150㎡

※本来の営業時間 11時～21時(10時間)



2万円 × 1 = 2万円(面積分)

2万円 × (21時 - 20時) ÷ 10時間
= 2,000円/時短営業日

※面積ごとの単位について

1㎡～199㎡	1単位
200㎡～299㎡	2単位
300㎡～399㎡	3単位

以下省略

(注1) 休業等面積は、大規模施設内事業者等の専用の店舗等に係る休業等面積。単位未満は切捨てとし、100㎡以下の場合には1単位とします。(事務所、倉庫等は含みません)

(注2) 時短要請については、国要請分(20時までの時短)までが協力金の対象です。県要請分(19時までの時短)及び各施設独自での時短・休業については対象になりません。

(注3) イベント関連施設でイベント開催の場合は、上記式の20時を21時に置き換えてください。

(3) 映画館運営事業者及び映画配給会社

大規模施設である1,000㎡超の映画館の運営事業者の場合、(1)に加えて、映画を上映しようとしていた常設スクリーンの数に応じて協力金を支給します。

映画配給会社については、手続きの詳細が決まりましたらHP上でお知らせします。

◆休業 R3.4.25(日)～5.11(火)
R3.5.12(水)～5.31(月)の土曜・日曜

常設スクリーン1つ当たり 2万円/日(定休日除く)

(例) 常設スクリーン1つの場合



2万円 × 1 = 2万円/休業日

(例) 常設スクリーン2つの場合



2万円 × 2 = 4万円/休業日

以下、スクリーン数毎に2万円/日 を加算

◆時短営業 R3.5.12(水)～5.31(月)の平日
R3.6.1(火)～6.20(日)

常設スクリーン1つ当たり 2万円/日(定休日除く)
× 時短営業により上映できなかった回数
÷ 本来予定していた上映回数

(例) 常設スクリーン1つの場合 ※通常上映数10回
時短により上映できなかった回数 2回



2万円 × 1 = 2万円

2万円 × 2回 / 10回

= 4,000円/時短営業日

(例) 常設スクリーン2つの場合 ※通常上映数10回
時短により上映できなかった回数 2回



2万円 × 2 = 4万円

4万円 × 2回 ÷ 10回

= 8,000円/時短営業日

スクリーン数・通常の上映回数により変動

(4) 非飲食業カラオケ事業者(1,000㎡以下)

◆休業

2万円/日(定休日除く)



2万円×1=2万円/休業日

※休業・時短営業日数の計算例

「○(休業)」 「△(時短)」 の日のうち、網掛けが付いている日が協力金の対象です。

事例	休業の内容	休業/時短日数																																																																																																																								
例1	大規模施設及びテナントが4月25日から6月20日まで連続して休業・時短をした(期間中、定休日8日間)	休業 26日 時短 23日																																																																																																																								
	<table border="1"> <tr><td>4/25</td><td>4/26</td><td>4/27</td><td>4/28</td><td>4/29</td><td>4/30</td><td>5/1</td><td>5/2</td><td>5/3</td><td>5/4</td><td>5/5</td><td>5/6</td><td>5/7</td><td>5/8</td><td>5/9</td><td>5/10</td><td>5/11</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○</td><td>○</td><td>定</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>定</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>定</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5/12</td><td>5/13</td><td>5/14</td><td>5/15</td><td>5/16</td><td>5/17</td><td>5/18</td><td>5/19</td><td>5/20</td><td>5/21</td><td>5/22</td><td>5/23</td><td>5/24</td><td>5/25</td><td>5/26</td><td>5/27</td><td>5/28</td><td>5/29</td><td>5/30</td><td>5/31</td></tr> <tr><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>○</td><td>○</td><td>△</td><td>定</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>○</td><td>○</td><td>△</td><td>定</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>○</td><td>○</td><td>△</td></tr> <tr><td>6/1</td><td>6/2</td><td>6/3</td><td>6/4</td><td>6/5</td><td>6/6</td><td>6/7</td><td>6/8</td><td>6/9</td><td>6/10</td><td>6/11</td><td>6/12</td><td>6/13</td><td>6/14</td><td>6/15</td><td>6/16</td><td>6/17</td><td>6/18</td><td>6/19</td><td>6/20</td></tr> <tr><td>定</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>○</td><td>○</td><td>△</td><td>定</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>○</td><td>○</td><td>△</td><td>定</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>○</td><td>○</td></tr> </table>	4/25	4/26	4/27	4/28	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11				○	○	定	○	○	○	○	○	○	定	○	○	○	○	○	○	定				5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18	5/19	5/20	5/21	5/22	5/23	5/24	5/25	5/26	5/27	5/28	5/29	5/30	5/31	△	△	△	○	○	△	定	△	△	△	○	○	△	定	△	△	△	○	○	△	6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	6/8	6/9	6/10	6/11	6/12	6/13	6/14	6/15	6/16	6/17	6/18	6/19	6/20	定	△	△	△	○	○	△	定	△	△	△	○	○	△	定	△	△	△	○	○	
4/25	4/26	4/27	4/28	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11																																																																																																										
○	○	定	○	○	○	○	○	○	定	○	○	○	○	○	○	定																																																																																																										
5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18	5/19	5/20	5/21	5/22	5/23	5/24	5/25	5/26	5/27	5/28	5/29	5/30	5/31																																																																																																							
△	△	△	○	○	△	定	△	△	△	○	○	△	定	△	△	△	○	○	△																																																																																																							
6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	6/8	6/9	6/10	6/11	6/12	6/13	6/14	6/15	6/16	6/17	6/18	6/19	6/20																																																																																																							
定	△	△	△	○	○	△	定	△	△	△	○	○	△	定	△	△	△	○	○																																																																																																							
例2	大規模施設及びテナントが、4月25日から28日まで営業を続けたが、4月29日から6月20日まで連続して休業・時短をした(期間中、定休日8日間)	休業 23日 時短 22日																																																																																																																								
	<table border="1"> <tr><td>4/25</td><td>4/26</td><td>4/27</td><td>4/28</td><td>4/29</td><td>4/30</td><td>5/1</td><td>5/2</td><td>5/3</td><td>5/4</td><td>5/5</td><td>5/6</td><td>5/7</td><td>5/8</td><td>5/9</td><td>5/10</td><td>5/11</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>定</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>定</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5/12</td><td>5/13</td><td>5/14</td><td>5/15</td><td>5/16</td><td>5/17</td><td>5/18</td><td>5/19</td><td>5/20</td><td>5/21</td><td>5/22</td><td>5/23</td><td>5/24</td><td>5/25</td><td>5/26</td><td>5/27</td><td>5/28</td><td>5/29</td><td>5/30</td><td>5/31</td></tr> <tr><td>△</td><td>△</td><td>定</td><td>○</td><td>○</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>定</td><td>○</td><td>○</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>定</td><td>○</td><td>○</td><td>△</td></tr> <tr><td>6/1</td><td>6/2</td><td>6/3</td><td>6/4</td><td>6/5</td><td>6/6</td><td>6/7</td><td>6/8</td><td>6/9</td><td>6/10</td><td>6/11</td><td>6/12</td><td>6/13</td><td>6/14</td><td>6/15</td><td>6/16</td><td>6/17</td><td>6/18</td><td>6/19</td><td>6/20</td></tr> <tr><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>定</td><td>○</td><td>○</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>定</td><td>○</td><td>○</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>定</td><td>○</td><td>○</td></tr> </table>	4/25	4/26	4/27	4/28	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11				×	×	×	×	○	定	○	○	○	○	○	○	定	○	○	○	○				5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18	5/19	5/20	5/21	5/22	5/23	5/24	5/25	5/26	5/27	5/28	5/29	5/30	5/31	△	△	定	○	○	△	△	△	△	定	○	○	△	△	△	△	定	○	○	△	6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	6/8	6/9	6/10	6/11	6/12	6/13	6/14	6/15	6/16	6/17	6/18	6/19	6/20	△	△	△	定	○	○	△	△	△	△	定	○	○	△	△	△	△	定	○	○	
4/25	4/26	4/27	4/28	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11																																																																																																										
×	×	×	×	○	定	○	○	○	○	○	○	定	○	○	○	○																																																																																																										
5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18	5/19	5/20	5/21	5/22	5/23	5/24	5/25	5/26	5/27	5/28	5/29	5/30	5/31																																																																																																							
△	△	定	○	○	△	△	△	△	定	○	○	△	△	△	△	定	○	○	△																																																																																																							
6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	6/8	6/9	6/10	6/11	6/12	6/13	6/14	6/15	6/16	6/17	6/18	6/19	6/20																																																																																																							
△	△	△	定	○	○	△	△	△	△	定	○	○	△	△	△	△	定	○	○																																																																																																							
例3	大規模施設内で月曜日10時～18時まで営業のテナントが、4月25日から5月11日までの期間休業(期間中、定休日49日間)以後通常営業	休業 3日 時短 0日																																																																																																																								
	<table border="1"> <tr><td>4/25</td><td>4/26</td><td>4/27</td><td>4/28</td><td>4/29</td><td>4/30</td><td>5/1</td><td>5/2</td><td>5/3</td><td>5/4</td><td>5/5</td><td>5/6</td><td>5/7</td><td>5/8</td><td>5/9</td><td>5/10</td><td>5/11</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>定</td><td>○</td><td>定</td><td>定</td><td>定</td><td>定</td><td>定</td><td>定</td><td>○</td><td>定</td><td>定</td><td>定</td><td>定</td><td>定</td><td>定</td><td>○</td><td>定</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5/12</td><td>5/13</td><td>5/14</td><td>5/15</td><td>5/16</td><td>5/17</td><td>5/18</td><td>5/19</td><td>5/20</td><td>5/21</td><td>5/22</td><td>5/23</td><td>5/24</td><td>5/25</td><td>5/26</td><td>5/27</td><td>5/28</td><td>5/29</td><td>5/30</td><td>5/31</td></tr> <tr><td>定</td><td>定</td><td>定</td><td>定</td><td>定</td><td>※</td><td>定</td><td>定</td><td>定</td><td>定</td><td>定</td><td>定</td><td>※</td><td>定</td><td>定</td><td>定</td><td>定</td><td>定</td><td>定</td><td>※</td></tr> <tr><td>6/1</td><td>6/2</td><td>6/3</td><td>6/4</td><td>6/5</td><td>6/6</td><td>6/7</td><td>6/8</td><td>6/9</td><td>6/10</td><td>6/11</td><td>6/12</td><td>6/13</td><td>6/14</td><td>6/15</td><td>6/16</td><td>6/17</td><td>6/18</td><td>6/19</td><td>6/20</td></tr> <tr><td>定</td><td>定</td><td>定</td><td>定</td><td>定</td><td>定</td><td>※</td><td>定</td><td>定</td><td>定</td><td>定</td><td>定</td><td>定</td><td>※</td><td>定</td><td>定</td><td>定</td><td>定</td><td>定</td><td>定</td></tr> </table>	4/25	4/26	4/27	4/28	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11				定	○	定	定	定	定	定	定	○	定	定	定	定	定	定	○	定				5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18	5/19	5/20	5/21	5/22	5/23	5/24	5/25	5/26	5/27	5/28	5/29	5/30	5/31	定	定	定	定	定	※	定	定	定	定	定	定	※	定	定	定	定	定	定	※	6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	6/8	6/9	6/10	6/11	6/12	6/13	6/14	6/15	6/16	6/17	6/18	6/19	6/20	定	定	定	定	定	定	※	定	定	定	定	定	定	※	定	定	定	定	定	定	
4/25	4/26	4/27	4/28	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11																																																																																																										
定	○	定	定	定	定	定	定	○	定	定	定	定	定	定	○	定																																																																																																										
5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18	5/19	5/20	5/21	5/22	5/23	5/24	5/25	5/26	5/27	5/28	5/29	5/30	5/31																																																																																																							
定	定	定	定	定	※	定	定	定	定	定	定	※	定	定	定	定	定	定	※																																																																																																							
6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	6/8	6/9	6/10	6/11	6/12	6/13	6/14	6/15	6/16	6/17	6/18	6/19	6/20																																																																																																							
定	定	定	定	定	定	※	定	定	定	定	定	定	※	定	定	定	定	定	定																																																																																																							

※通常の営業時間が20時以前のため5/12以降は協力金対象外になります。

例4	大規模施設は4月25日から6月20日まで休業・時短したが、イベントのため5月5日だけ営業を行った(期間中、定休日は7日間) ※4/25~5/11の休業要請が5/5で一旦中断、5/6以降が対象となります。	休業17日 時短23日																		
4/25	4/26	4/27	4/28	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11				
○	○	定	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	定				
5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18	5/19	5/20	5/21	5/22	5/23	5/24	5/25	5/26	5/27	5/28	5/29	5/30	5/31	
△	△	△	○	○	△	定	△	△	△	○	○	△	定	△	△	△	○	○	△	
6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	6/8	6/9	6/10	6/11	6/12	6/13	6/14	6/15	6/16	6/17	6/18	6/19	6/20	
定	△	△	△	○	○	△	定	△	△	△	○	○	△	定	△	△	△	○	○	
例5	大規模施設は4月25日から5月11日まで連続して休業したが、延長後の5月12日から5月14日まで通常営業を再開した。その後5月15日から再び休業・時短営業を行った(期間中、定休日なし)	休業29日 時短25日																		
4/25	4/26	4/27	4/28	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11				
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18	5/19	5/20	5/21	5/22	5/23	5/24	5/25	5/26	5/27	5/28	5/29	5/30	5/31	
×	×	×	○	○	△	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△	○	○	△	
6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	6/8	6/9	6/10	6/11	6/12	6/13	6/14	6/15	6/16	6/17	6/18	6/19	6/20	
△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△	○	○	
例6	大規模施設は休業要請に応じず期間中も営業を続けたが、一部テナントは4月25日から6月20日まで休業した(期間中、定休日なし) ※大規模施設が休業要請に応じていない場合は協力金対象外です。	休業0日 時短0日																		
4/25	4/26	4/27	4/28	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11				
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				
5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18	5/19	5/20	5/21	5/22	5/23	5/24	5/25	5/26	5/27	5/28	5/29	5/30	5/31	
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	6/8	6/9	6/10	6/11	6/12	6/13	6/14	6/15	6/16	6/17	6/18	6/19	6/20	
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

4 注意事項

- 本協力金は、県の休業要請等の対象となる施設について、その施設運営事業者とテナント・出店事業者を対象としています。
- 施設運営事業者とは、運営により収益を得る事業を行い、当該施設の管理権等の休業・営業時間短縮等の権限を有する事業者をいいます。
- 休業要請等をしているにもかかわらず、応じなかった事業者は対象なりません。
- 休業等対象施設の運営事業者は、早期の申請手続きをお願いします。できるだけテナント・出店事業者分と同時期に申請いただき、テナント・出店事業者から求められた場合は、迅速に休業・時短を行った旨の証明書を発行いただきますようお願いいたします。
- 施設の休業要請等期間に^(※1)関し、コンテンツグローバル需要創出促進事業補助金、^(※2)月次支援金または ARTS 支援事業等の支給を受けていないことが事業者要件となります。

(※3)

- (※1) 国内で今後公演を実施し、その収録映像を活用して制作した動画を海外に発信する事業の費用の一部を補助する補助金(経済産業省)
- (※2) 2021年の4月以降に実施される緊急事態措置、又はまん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に対する支援金(経済産業省)
- (※3) 国内の文化芸術関係団体、文化施設の設置者又は運営者に対し、感染対策を十分に実施した上で、積極的に公演等を開催し「新たな日常」ウィズコロナ時代における新しい文化芸術活動の持続可能性の強化に資する取組への支援事業
(特定非営利活動法人映像産業振興機構)

➤ 本協力金は、「飲食店等に対する協力金」の要件に該当するテナント事業者・出店者は対象となりません。併せての申請はできません。

(当該協力金の対象となる例)

- ① 通常午後8時から午前5時までの間に営業を行っておらず且つ酒類及びカラオケを提供しない飲食店
- ② テイクアウト・デリバリー専門の飲食店 ほか

➤ 支援金の支給は1施設・1テナント等毎に1回限りです。法人と個人事業主を問わず、複数の者が重複して同じ施設(店舗)の申請をすることはできません。同一施設内に同一事業者が複数の区画を持つ場合は、併せた面積で申請してください。

・ 本館・別館に分かれている場合は、それぞれの建物を1として申請ができます。

・ 県内で複数の施設を運営している場合はそれぞれ申請いただけます。

➤ この支援金の税務上の処理については、税理士又は最寄りの税務署にお問い合わせください。

5 申請手続

(1) 申請受付期間：令和3年6月21日(月)～令和3年7月30日(金)

・ 電子申請：令和3年7月30日(金)23時59分までに申請を完了してください。

・ 郵送：令和3年7月30日(金)までの消印有効とします。

(2) 申請方法

① 電子申請(できるだけ、電子申請をご利用ください)

・ 県ホームページからリンクしている、次のウェブサイトから申請してください。

県ホームページ:

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/jitankyouryokukin-daikiboshisetsu.html>



・ 申請が完了した場合は、登録したメールアドレス宛てに受付完了メールが届きます。

② 郵送による申請

- 郵便物の追跡が可能な「レターパックライト」又は「レターパックプラス」で下記宛てに郵送してください。

(宛先) 〒651-8765 神戸市中央区雲井通
兵庫県休業等協力金事務局（大規模施設等）あて
＜郵便番号と宛名だけで届きます（住所記入不要）＞

- 「レターパックライト」又は「レターパックプラス」で郵送される前に「ご依頼主様保管用シール」を剥がして、保管してください。申請書類の到着に関する電話でのお問い合わせにはお答えできません。郵便追跡サービス等をご利用ください。
- 写真や書類のコピー等を同封される場合は、申請者のお名前（法人名、個人事業主名）や施設名（店舗名）を余白や裏面に記載してください。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、持参による受付は行いません。ご了承ください。

★一人の申請者が複数の施設（店舗）について申請される場合

電子申請	1施設(テナント事業者・出店者)ごとに申請してください。 ※各申請に共通する項目(申請者の情報、振込希望口座など)については、申請受付完了メールに記載される申請内容を、項目ごとにコピーして貼り付けていく方式を採って、入力の手間を省力化できます。
郵送による申請	申請書の「休業等を行った施設(店舗等)の情報」以降の欄を、施設(店舗等)ごとに作成して、添付書類とともに郵送してください。 添付書類のうち、各施設(店舗等)の写真は、施設(店舗等)ごとに「添付書類台紙」に貼って提出してください。 ※郵送で提出する場合は、申請書「6.通常時及び時短要請期間中の営業時間等」以降の項目は、Excel形式のデータをCD-ROMなどの電子媒体に書き込んで提出いただくようご協力お願いいたします。ファイル名は「申請者名(法人名又は、個人事業主名)_店舗(施設)名称」で作成してください。

(3) 申請に必要な書類の入手方法

① ウェブサイトからダウンロード

県のホームページからダウンロードできます。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/jitankyouryokukin-daikiboshisetsu.html>



- ### ② 県内の市町、県民局・県民センター、商工会・商工会議所等で申請様式を配付します。
- 配付場所は決まり次第、県ホームページでお知らせします。

(4) 申請書類と添付書類

提出いただいた申請書類等は、原則として返却しません。

① 申請書

県所定の様式に記入または入力してください。

② 添付書類

複数施設（店舗等）で申請される場合、書類は、施設（店舗等）ごとに提出してください。添付書類のうち写真等は「添付書類台紙」に貼り付けて提出してください。

書類名	説明・具体例
① 代表者の本人確認書類の写し	<p>法人代表者又は個人事業主本人のマイナンバーカード（表面のみ） 運転免許証、パスポート（住所欄含む）、健康保険証等の写しで、申請日時点で有効期限内のもの<いずれか一つ> ※住所、氏名、生年月日が分かるものを提出してください。 ※マイナンバーカードを提出される場合、マイナンバー（個人番号）部分がある裏面は不要です。</p>
② 通帳の写し	<p>表紙と見開き1ページ目 <インターネット銀行や通帳未発行の場合は、金融機関名、支店名、預金種別、口座番号と口座名義（カタカナ）が確認できるものの写真又はコピー></p>
③ 直近の確定申告書の写し	<p>・法人：法人税確定申告書 別表一の写し ・個人事業主：確定申告書B 第一表の写し ※いずれも、税務署受付印（税理士等の証明印でも可）または電子申告の受信通知のあるもの 【確定申告書が提出できない場合】 ・理由書（添付書類⑩）と共に営業実績のある直近3か月の月末締め経理帳簿（現金出納帳、売上帳簿等）を提出。 【開業まもなく、確定申告を行っていない場合】 ・法人の場合は法人設立届出書の写し、個人の場合は税務署への開業届の写しと、直近の月末締め経理帳簿を提出</p>
④ 県が休業等の要請をした対象施設であることが分かる書類	<p>【大規模施設運営者】 ・「施設全体の面積」及び「自己利用部分の休業面積（映画館の場合はスクリーン数）」が分る①登記簿謄本、②不動産契約書、③施設平面図、④面積表の写し ※①～④で兼ねられるものは省略可 ・期間中の店舗数の推移が分る資料及び店舗名がわかる資料（テナント店舗リスト・特定百貨店店舗リスト等） 【テナント事業者・出店者】 ・大規模施設・イベント関連施設の全体面積がわかる資料 ・大規模施設・イベント関連施設内のテナント事業者、出店者であることが分る①契約書等の写し、②テナント等店舗全体の面積が分る契約書、③営業・休業スペースが分る店舗平面図・写真等の写し ※①～③で兼ねられるものは省略可 ・大規模施設運営者の休業・時短営業の通知（証明）、イベント関連施設運営者の無観客開催・時短営業等の証明 （例）大規模施設からの通知書、HPでの告知、運営者発行証明 ・飲食店で申請される場合は、飲食業に係る協力金との重複申請の有無を確認する必要がありますので、<u>飲食業の営業許可書の写し</u>を提出してください。 【非飲食業カラオケ事業者】 ・店舗面積が分る契約書、店舗平面図の写し ・JASRACの許諾書（4/24 以前の日にち）、使用料金表の写しを提出してください。</p>

⑤ 通常の営業日・定休日、営業時間が分かる書類	施設(店舗等)のホームページ・ショップカード・パンフレットの写し、施設(店舗等)内表示・看板の写真 などくいずれか一つ ※「通常の営業日・営業時間」とは、休業等要請期間以前及び終了後の営業日・営業時間のことです。
⑥ 大規模施設等及び店舗等での掲示またはHPに掲載した休業の告知文の写真又は写し(「協力した期間」と「営業日」が分かるもの)	・写真の場合、店頭等に掲示していることが分かり、文言が鮮明に写ったもの ・ネット等での告知文の場合、それを鮮明に印刷したもの又はスクリーンショットを印刷したもの
⑦ 施設名・店名が確認できる外観写真	施設名・店名を鮮明に写した写真
⑧ 施設(店舗)の内観写真	鮮明な写真
⑨ 感染防止対策宣言ポスター(店名が記載された県所定のもの)を店頭または店内に掲示していることが確認できる写真	鮮明な写真
⑩【該当者のみ】理由書	確定申告書の写しを提出できない場合や、通常時と休業要請中の定休日や不定休による店休日数が異なる場合など、申告事項がある場合は提出 (※)申請者欄は自署願います。電子申請の場合は、スキャンしてPDFファイル化して提出してください。

※添付資料のうち、写真(告知文の写しや店舗)の記名についての注意事項
 <電子申請の場合>ファイル名を「申請者名_店舗名(通し番号)」としてください。
 (例:「株ひょうご不動産_のじぎく百貨店①」)

■申請書の審査

- ・申請書の内容について、事務局の審査担当者から問い合わせや追加資料の提出依頼をさせていただきます場合がありますので、ご協力をお願いします。
 その際、連絡が取れない場合や、期日までに事務局が指定した書類の提出がない場合には、申請を取下げたものとみなしますので、ご注意願います。
- ・申請者が法人の場合は法人代表者、個人事業主の場合は個人事業主本人について、兵庫県暴力団排除条例に基づき、暴力団員等に該当していないか、兵庫県警察本部に照会します。
- ・必要に応じて、施設・店舗等の現地調査をさせていただきます場合があります。その際は、対応をよろしくをお願いします。
- ・申請書の審査の結果、協力金の支給又は不支給が決定したときは、支給又は不支給に関する通知を、申請者の所在地又は住所あて郵送又は電子メールによりお送りします。

■協力金の支払い

- ・できるだけ早期の支給に努めますが、申請書に不備がある場合には、支給まで時間を要する場合があります。
- ・協力金は、事務局から申請書において指定された金融機関の口座に振り込みます。振込名義は「ヒョウゴケンダイキボキョウリョクキン」とする予定です。
なお、協力金の支払いは、県から事務局（運営事業者）を通じて行います。
- ・振込先の口座は、申請者ご本人名義の口座に限ります。法人の場合は、法人名義の口座に限ります。

■個人情報・法人情報の利用

以下のことを、ご了承ください。下記以外の目的では、申請書類及び添付書類に記載された情報（以下「申請情報」といいます。）を使用しません。

- ・協力金の支給事務を処理するために必要な範囲で、兵庫県及び兵庫県から事務を委託された事業者が申請情報を利用します。
- ・申請の審査過程において、必要に応じ、営業許可の有無や欠格事項の有無の確認のため保健所、警察署、税務署など関係官署に対して、申請情報を提供する場合があります。
- ・兵庫県とともに協力金財源を負担する国にも、申請情報を提供します。
- ・保健所、警察署、税務署などの公的機関から、法令に基づき、申請情報の提供を求められた場合、それを提供する場合があります。

■協力金の返還

協力金支給後に対象要件に該当しないことが判明した場合、又は偽りその他不正の手段により協力金を受領した場合は、協力金の支給決定を取り消したうえで、全額返還していただきます。県が指定する返還期限までに返還されなかった場合、返還額に応じた遅延利息（年10.95%の割合）が生じます。

偽りその他不正の手段が特に悪質な場合は、警察に刑事告訴等を行います。

お問い合わせ

■兵庫県休業・時短協力金コールセンター

開設時間 午前9時から午後5時(月曜～金曜)

電話番号 078-361-2501

【参考】緊急事態措置・使用制限対象施設一覧（令和3年4月25日～令和3年5月11日まで）

緊急事態措置・使用制限対象施設一覧

1 飲食店等への要請等〔特措法第45条第2項等に基づく〕

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
飲食店等 （宅配・テイクアウトサービスを除く）	飲食店	〔法第45条第2項に基づく要請〕 （酒類又はカラオケ設備を提供する場合） ・施設の休業 （酒類及びカラオケ設備の提供をしない場合（酒類及びカラオケ設備の提供を取り止める場合を含む）） ・営業時短要請（5時～20時）	
	料理店		
	喫茶店		
	居酒屋 等		
遊興施設 （食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設） ※	キャバレー	（共通内容） ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 ・上記のほか、特措法施行令第12条第1項各号に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱など有症状者の入場禁止、手指消毒設備の設置、施設の消毒、入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知、施設の換気） 〔法第24条第9項に基づく要請〕 ・CO2センサー等の設置 ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場者による酒類の持込み禁止	※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外 ただし、入場整理の実施や、酒類提供・カラオケ設備使用の不可について協力依頼
	ナイトクラブ		
	ダンスホール		
	スナック		
	バー		
	ダーツバー		
	パブ		
	サロン		
	ホストクラブ		
	ディスコ		
	場外馬（車・舟）券場 等		
カラオケ店 （食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設を含む）	カラオケ店・カラオケボックス		
	カラオケ喫茶 等		
結婚式場 ※	結婚式場	〔法第45条第2項に基づく要請〕 （酒類又はカラオケ設備を提供する場合） ・施設の休業 （酒類及びカラオケ設備の提供をしない場合（酒類及びカラオケ設備の提供を取り止める場合を含む）） ・営業時短要請（5時～20時） （共通内容） ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 ・上記のほか、特措法施行令第12条第1項各号に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱など有症状者の入場禁止、手指消毒設備の設置、施設の消毒、入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知、施設の換気） 〔法第24条第9項に基づく要請〕 ・CO2センサー等の設置 ・業種別ガイドライン遵守の徹底 〔法に基づかない協力依頼〕 ・1.5時間以内の開催 ・参加人数50人以下又は収容率50%以内のいずれか小さい方	※ホテル・旅館等での結婚式を含む

緊急事態措置・使用制限対象施設一覧

2 集客施設等への要請等〔特措法第24条第9項に基づく〕

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
映画館等	映画館	(床面積の合計が1000㎡以上の施設) ・施設の休業	※劇場等は「3 イベント関連施設」を参照
	プラネタリウム 等	(床面積の合計が1000㎡以下の施設) 〔法に基づかない協力依頼〕 ・入場整理 ・店舗での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 ・20時までの営業時間短縮 ・業種別ガイドライン遵守の徹底	
商業施設 (生活必需物資の小売り関係を営む店舗を除く)	卸売市場(※1)	(床面積の合計が1000㎡以上の施設) ・施設の休業 (床面積の合計が1000㎡以下の施設) 〔法に基づかない協力依頼〕 ・入場整理 ・店舗での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 ・20時までの営業時間短縮 ・業種別ガイドライン遵守の徹底	※1 生活必需物資売場以外(生活必需物資) ・食品 ・医薬品 ・医療機器その他衛生用品 ・再生医療等製品 ・燃料 等 ※2 修理等に関する部分を除く
	コンビニエンスストア(※1)		
	大規模小売店(※1)		
	百貨店(※1)		
	スーパーマーケット(※1)		
	ホームセンター(※1)		
	ショッピングセンター(地下街含む)(※1)		
	靴屋		
	衣料品店		
	化粧品店		
	寝具小売業		
	かばん・袋物小売業		
	雑貨屋		
	文房具屋		
	本屋		
	自転車屋		
	家電販売店		
	園芸用品店		
	鍵屋		
	家具屋		
	建具小売業		
	量小売業		
	宗教用具小売業		
	金物・荒物小売業		
	陶磁器・ガラス器小売業		
	楽器小売業		
	写真機・写真材料小売業		
	時計・眼鏡・光学機械小売業		
	たばこ・喫煙具専門小売業		
	建築材料小売業		
	自動車(二輪自動車含む)販売店、カー用品店(※2)		
	花屋		
	宝石類や金銀の販売店		
	古物商(質屋を除く)		
	金券ショップ		
	古本屋		
	おもちゃ屋、鉄道模型屋		
	囲碁・将棋盤店		
	DVD/ビデオショップ・レンタル		
	アウトドア用品、スポーツグッズ店		
ゴルフショップ			
土産物店			
アイドルグッズ専門店			
美術品販売			
携帯電話ショップ 等			

緊急事態措置・使用制限対象施設一覧

2 集客施設等への要請等〔特措法第24条第9項に基づく〕

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
運動・遊技施設	体育館(＊)	(床面積の合計が1000㎡以上の施設) ・施設の休業 ＊原則休業(全国大会等は無観客化) (床面積の合計が1000㎡以下の施設) [法に基づかない協力依頼] ・入場整理 ・店舗での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 ・20時までの営業時間短縮 ・業種別ガイドライン遵守の徹底	※野球場等は「3 イベント関連施設」を参照
	スケート場(＊)		
	水泳場(＊)		
	屋内テニス場(＊)		
	柔剣道場(＊)		
	ボウリング場(＊)		
	スポーツクラブ・スポーツジム		
	ホットヨガ、ヨガスタジオ		
	マージャン店		
	パチンコ屋		
	ゲームセンター		
	ビリヤード場		
囲碁・将棋所 等			
遊興施設	性風俗店(ファッションヘルス、デリヘル、個室付き浴場業、SMクラブ、出会い系喫茶、テレフォンクラブ等)	(床面積の合計が1000㎡以上の施設) ・施設の休業	※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、対象外ただし、入場整理の実施や、酒類提供・カラオケ設備使用の不可について協力依頼
	アダルトショップ	(床面積の合計が1000㎡以下の施設) [法に基づかない協力依頼] ・入場整理 ・店舗での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 ・20時までの営業時間短縮 ・業種別ガイドライン遵守の徹底	
	個室ビデオ店		
	射的場		
	勝ち馬投票券発売所		
場外馬(車・舟)券場 等			
博物館等	博物館	(床面積の合計が1000㎡以上の施設) ・施設の休業 (床面積の合計が1000㎡以下の施設) [法に基づかない協力依頼] ・入場整理 ・店舗での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 ・20時までの営業時間短縮 ・業種別ガイドライン遵守の徹底	
	美術館		
	科学館		
	記念館		
	水族館		
	動物園		
	植物園 等		
サービス業 (生活必需サービスを営む店舗を除く)	ペットショップ(ペットフード売場を除く)	(床面積の合計が1000㎡以上の施設) ・施設の休業 (床面積の合計が1000㎡以下の施設) [法に基づかない協力依頼] ・入場整理 ・店舗での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 ・20時までの営業時間短縮 ・業種別ガイドライン遵守の徹底	
	ペット美容室(トリミング)		
	住宅展示場		
	旅行代理店(店舗)		
	ネイルサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く)		
	まつ毛エクステンション専門店(ヘアカット等を行わない理美容所)		
	スーパー銭湯		
	サウナ		
	エステサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く)		
	リラクゼーション		
	整体院(国家資格有資格者が行うものは除く)		
	日焼けサロン		
	脱毛サロン		
	タトゥースタジオ		
	占い		
	写真屋・フォトスタジオ		
展望室 等			

緊急事態措置・使用制限対象施設一覧

3 イベント関連施設への要請等(施設規模に関わらず要請)[特措法第24条第9項に基づく]

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
劇場等	劇場	・無観客開催・運営	※無観客開催の場合は営業時間短縮は不要
	観覧場		
	演芸場		
	ライブハウス 等		
遊技施設	テーマパーク	[法に基づかない協力依頼] ・適切な入場整理 ・酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 ・営業時間短縮(～20時)	※社会生活の維持に必要なものは利用可(社会生活の維持に必要な催物) ・各種国家試験、資格試験 ・業務上必要かつオンライン化や延期が困難な説明会、会議、研修、学会等
	遊園地 等		
集会・展示施設	集会場	[法に基づかない協力依頼] ・適切な入場整理 ・酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 ・営業時間短縮(～20時)	※観客を入れない、業務上の打合せ、練習・稽古等による利用可
	公会堂		
	展示場		
	貸会議室		
	文化会館		
	多目的ホール 等		
ホテル又は旅館	ホテル(集会の用に供する部分に限る)	[法に基づかない協力依頼] ・適切な入場整理 ・酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 ・営業時間短縮(～20時)	※観客を入れない、個人の練習、プレー等による利用可 ※体育館等は「2 休業または営業時間短縮等を要請する施設」を参照
	旅館(集会の用に供する部分に限る)		
運動施設 (屋外施設等)	野球場	[法に基づかない協力依頼] ・適切な入場整理 ・酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 ・営業時間短縮(～20時)	※無観客開催の場合は営業時間短縮は不要
	ゴルフ場・ゴルフ練習場		
	バッティング練習場		
	陸上競技場		
	スケート場		
	水泳場		
	屋外テニスコート		
	弓道場 等		
葬祭場	葬祭場	[法に基づかない協力依頼] ・酒類提供の自粛	

※結婚式場は「1 飲食店等への要請等」を参照

緊急事態措置・使用制限対象施設一覧

4 休業要請等をしない施設

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
社会福祉施設等	保育所等(幼保連携型認定こども園を含む)	・感染防止策の徹底	
	放課後児童クラブ(学童保育)		
	障害児通所支援事業所		
	老人福祉法・介護保険法関係の施設		
	婦人保護施設		
	その他の社会福祉施設		
学校、大学、学習塾等	幼稚園	・感染防止策の徹底 ・感染リスクの高い活動の自粛 ・オンラインの活用	
	小学校		
	中学校		
	義務教育学校		
	高等学校		
	専修学校(高等課程)		
	高等専門学校		
	中等教育学校		
	特別支援学校		
	大学		
	専修学校(専門課程・一般課程)・各種学校		
	日本語学校・外国語学校		
	インターナショナルスクール		
	自動車教習所		
	学習塾		
	英会話教室		
	音楽教室		
	囲碁・将棋教室		
	生け花・茶道・書道・絵画教室		
そろばん教室			
パソコン等IT関連教室			
料理教室			
葬祭場	葬祭場	・感染防止策の徹底 ・酒類提供の自粛	
図書館	図書館	・感染防止策の徹底 ・適切な入場整理	
商業施設 (生活必需品販売施設)	卸売市場(※1)	・感染防止策の徹底	※1 生活必需品売場に限る (生活必需品) ・食品 ・医薬品 ・医療機器その他衛生用品 ・再生医療等製品 ・燃料 等 ※2 移動販売店舗を含む
	食料品店・食料品売場(※2)		
	コンビニエンスストア(※1)		
	大規模小売店(※1)		
	百貨店(※1)		
	スーパーマーケット(※1)		
	ホームセンター(※1)		
	ショッピングセンター(※1)		
	薬局・薬店・ドラッグストア(※1)		
	ガソリンスタンド(※1)		
	新聞小売店		
	ベビー用品店		
	農機具店(肥料等含む)		

緊急事態措置・使用制限対象施設一覧

4 休業要請等をしない施設

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
サービス業 (生活必需サービスを提供する店舗等)	理髪店	・感染防止策の徹底 ・適切な入場整理 ・酒類提供・カラオケ設備の使用自粛	
	美容院		
	銭湯(公衆浴場)		
	郵便局		
	メディア		
	貸衣裳屋		
	不動産屋		
	火葬場		
	質屋		
	獣医		
	修理店(時計、靴、洋服、自動車(二輪自動車含む)、自転車等)		
	ランドリー		
	クリーニング店(取次店含む)		
	ごみ処理関係		
	配管工事・電気工事・ビルメンテナンス		
セキュリティ・警備			
神社			
寺院			
教会			
医療施設 (※1)	病院	・感染防止策の徹底	※1 国家資格有資格者が治療を行うもの以外の施設は除く ※2 生活必需品売場に限る(生活必需物資) ・食品 ・医薬品 ・医療機器その他衛生用品 ・再生医療等製品 ・燃料 等
	診療所		
	歯科		
	薬局・薬店・ドラッグストア(※2)		
	鍼灸・マッサージ		
	接骨院		
	柔道整復		
住宅・宿泊施設	ホテル(集会の用に供する部分を除く)	・感染防止策の徹底	
	カプセルホテル		
	旅館(集会の用に供する部分を除く)		
	民泊		
	共同住宅		
	寄宿舍 下宿		
交通機関等	バス	・感染防止策の徹底	※ <鉄道、バス等> 「土日祝の減便」、「平日の終電時刻の繰上げ」及び「主要ターミナルにおける検温の実施」の協力依頼を実施
	タクシー		
	レンタカー		
	鉄道		
	モノレール		
	船舶		
	航空機 物流サービス(宅配等含む)		
工場等	工場	・感染防止策の徹底	
	作業場		
金融機関・官公署等	銀行	・感染防止策の徹底	
	消費者金融		
	証券取引所		
	証券会社		
	保険代理店		
	官公署 各種事務所		

【参考】緊急事態措置・使用制限対象施設一覧（令和3年5月12日～令和3年5月31日まで）

緊急事態措置・使用制限対象施設一覧

R3. 5. 10時点
（適用期間：R3. 5. 12～5. 31、

1 飲食店等への要請等〔特措法第45条第2項等に基づく〕

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
飲食店等 （宅配・テイクアウトサービスを除く）	飲食店	〔法第45条第2項に基づく要請〕 （酒類又はカラオケ設備を提供する場合（利用者による酒類の店内持込みを認めている飲食店を含む）） ・施設の休業	
	料理店		
	喫茶店		
	居酒屋 等		
遊興施設 （食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設） ※	キャバレー	（酒類及びカラオケ設備の提供をしない場合（酒類及びカラオケ設備の提供を取り止める場合を含む）） ・営業時短要請（5時～20時） （共通内容） ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 ・上記のほか、特措法施行令第12条第1項各号に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱など有症状者の入場禁止、手指消毒設備の設置、施設の消毒、入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知、施設の換気）	※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外。ただし、感染防止策の徹底を要請。入場整理の実施、酒類提供（酒類の店内持込含む。）・カラオケ設備使用の不可について協力依頼
	ナイトクラブ		
	ダンスホール		
	スナック		
	バー		
	ダーツバー		
	パブ		
	サロン		
	ホストクラブ		
	ディスコ		
	ライブハウス		
場外馬（車・舟）券場 等	〔法第24条第9項に基づく要請〕 ・CO2センサー等の設置 ・業種別ガイドライン遵守の徹底		
カラオケ店 （食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設を含む）	カラオケ店・カラオケボックス		
	カラオケ喫茶 等		
結婚式場 ※	結婚式場	〔法第45条第2項に基づく要請〕 （酒類又はカラオケ設備を提供する場合（利用者による酒類の施設内持込みを認めている場合を含む）） ・施設の休業 （酒類及びカラオケ設備の提供をしない場合（酒類及びカラオケ設備の提供を取り止める場合を含む）） ・営業時短要請（5時～20時） （共通内容） ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 ・上記のほか、特措法施行令第12条第1項各号に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱など有症状者の入場禁止、手指消毒設備の設置、施設の消毒、入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知、施設の換気） 〔法第24条第9項に基づく要請〕 ・CO2センサー等の設置 ・業種別ガイドライン遵守の徹底 〔協力依頼〕 ・1.5時間以内の開催 ・参加人数50人以下又は収容率50%以内のいずれか小さい方	※ホテル・旅館等での結婚式を含む

緊急事態措置・使用制限対象施設一覧

2 多数利用施設への要請等〔特措法第24条第9項に基づく〕

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
映画館等	映画館	<ul style="list-style-type: none"> ・人数上限5,000人、かつ、収容率50%以内、収容定員が設定されていない場合は人と人の十分な距離(1m)を確保すること (床面積の合計が1000㎡以上の施設) <ul style="list-style-type: none"> ・土日の休業 ・平日20時までの営業時間短縮 ・平日19時までの営業時間短縮(協力要請) ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場整理 ・施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 	
	プラネタリウム 等	<ul style="list-style-type: none"> (床面積の合計が1000㎡以下の施設) <ul style="list-style-type: none"> ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場整理 ・施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 [協力依頼] ・20時までの営業時間短縮 	
商業施設 (生活必需物資の小売り関係を含む店舗を除く)	卸売市場(※1)		※1 生活必需物資売場以外(生活必需物資) <ul style="list-style-type: none"> ・食品 ・医薬品 ・医療機器その他衛生用品 ・再生医療等製品 ・燃料 等
	コンビニエンスストア(※1)		
	大規模小売店(※1)		
	百貨店(※1)		
	スーパーマーケット(※1)		
	ホームセンター(※1)		
	ショッピングセンター(地下街含む)(※1)		
	靴屋		
	衣料品店		
	化粧品店		
	寝具小売業		
	かばん・袋物小売業		
	雑貨屋		
	文房具屋		
	本屋		
	自転車屋		
	家電販売店		
	園芸用品店		
	鍵屋		
	家具屋		
建具小売業			
量小売業			
宗教用具小売業			
金物・荒物小売業			
陶磁器・ガラス器小売業			
楽器小売業			
写真機・写真材料小売業			
商業施設 (生活必需物資の小売り関係を含む店舗を除く)	時計・眼鏡・光学機械小売業		※2 修理等に関する部分を除く
	たばこ・喫煙具専門小売業		
	建築材料小売業		
	自動車(二輪自動車含む)販売店、カー用品店(※2)		
	花屋		
	宝石類や金銀の販売店		
	古物商(質屋を除く)		
	金券ショップ		
	古本屋		
	おもちゃ屋、鉄道模型屋		
	囲碁・将棋盤店		
	DVD/ビデオショップ・レンタル		
	アウトドア用品、スポーツグッズ店		
	ゴルフショップ		
	土産物店		
	アイドルグッズ専門店		
	美術品販売		
携帯電話ショップ 等			

緊急事態措置・使用制限対象施設一覧

2 多数利用施設への要請等〔特措法第24条第9項に基づく〕

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
運動・遊技施設	スポーツクラブ・スポーツジム	(床面積の合計が1000㎡以上の施設) ・土日の休業 ・平日20時までの営業時間短縮 ・平日19時までの営業時間短縮(協力要請) ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場整理 ・施設内での飲酒につながる酒類提供等 (酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 (床面積の合計が1000㎡以下の施設) ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場整理 ・施設内での飲酒につながる酒類提供等 (酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 [協力依頼] ・20時までの営業時間短縮	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ		
	マージャン店		
	パチンコ屋		
	ゲームセンター		
	ビリヤード場		
	囲碁・将棋所 等		
遊興施設	性風俗店(ファッションヘルス、デリヘル、個室付き浴場業、SMクラブ、出会い系喫茶、テレフォンクラブ等)	(床面積の合計が1000㎡以上の施設) ・土日の休業 ・平日20時までの営業時間短縮 ・平日19時までの営業時間短縮(協力要請) ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場整理 ・施設内での飲酒につながる酒類提供等 (酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 (床面積の合計が1000㎡以下の施設) ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場整理 ・施設内での飲酒につながる酒類提供等 (酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 [協力依頼] ・20時までの営業時間短縮	※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、対象外。ただし、感染防止策の徹底を要請。入場整理の実施、酒類提供(酒類の店内持込含む。)・カラオケ設備使用の不可について協力依頼
	アダルトショップ		
	個室ビデオ店		
	射的場		
	ライブハウス		
	勝ち馬投票券発売所		
	場外馬(車・舟)券場 等		
サービス業 (生活必需サービスを営む店舗を除く)	ペットショップ(ペットフード売場を除く)	(床面積の合計が1000㎡以上の施設) ・土日の休業 ・平日20時までの営業時間短縮 ・平日19時までの営業時間短縮(協力要請) ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場整理 ・施設内での飲酒につながる酒類提供等 (酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 (床面積の合計が1000㎡以下の施設) ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場整理 ・施設内での飲酒につながる酒類提供等 (酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 [協力依頼] ・20時までの営業時間短縮	
	ペット美容室(トリミング)		
	住宅展示場		
	旅行代理店(店舗)		
	ネイルサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く)		
	まつ毛エクステンション専門店(ヘアカット等を行わない理美容所)		
	スーパー銭湯		
	サウナ		
	エステサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く)		
	リラクゼーション		
	整体院(国家資格有資格者が行うものは除く)		
	日焼けサロン		
	脱毛サロン		
	タトゥースタジオ		
	占い		
	写真屋・フォトスタジオ		
	展望室 等		

緊急事態措置・使用制限対象施設一覧

2 多数利用施設への要請等〔特措法第24条第9項に基づく〕

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
運動施設 (屋内施設)	体育館	・人数上限5,000人、かつ、収容率50%以内、収容定員が設定されていない場合は人と人の十分な距離(1m)を確保すること (床面積の合計が1000㎡以上の施設) ・20時までの営業時間短縮 ・19時までの営業時間短縮(協力要請) ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場整理 ・施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 (床面積の合計が1000㎡以下の施設) ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場整理 ・施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 [協力依頼] ・20時までの営業時間短縮	
	スケート場		
	水泳場		
	屋内テニス場		
	柔剣道場		
	ボウリング場		
* 博物館等	博物館	・人数上限5,000人、かつ、収容率50%以内、収容定員が設定されていない場合は人と人の十分な距離(1m)を確保すること (床面積の合計が1000㎡以上の施設) ・20時までの営業時間短縮 ・19時までの営業時間短縮(協力要請) ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場整理 ・施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 (床面積の合計が1000㎡以下の施設) ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場整理 ・施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 [協力依頼] ・20時までの営業時間短縮	※図書館を除く *オンライン配信の場合は時間短縮不要
	美術館		
	科学館		
	記念館		
	水族館		
	動物園		
	植物園 等		

緊急事態措置・使用制限対象施設一覧

3 イベント関連施設等への要請等〔特措法第24条第9項に基づく〕

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
劇場等	劇場		
	観覧場		
	演芸場 等		
集会・展示施設	集会場	<ul style="list-style-type: none"> ・人数上限5,000人、かつ、収容率50%以内、収容定員が設定されていない場合は人と人の十分な距離(1m)を確保すること ・21時までの営業時間短縮 ・*イベント開催以外の場合は20時までの営業時間短縮 ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場整理 ・施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 	*オンライン配信の場合は時間短縮不要
	公会堂		
	展示場		
	貸会議室		
	文化会館		
	多目的ホール 等		
ホテル又は旅館	ホテル(集会の用に供する部分に限る)		
	旅館(集会の用に供する部分に限る)		
運動施設 (屋外施設等)	野球場	<ul style="list-style-type: none"> ・人数上限5,000人、かつ、収容率50%以内、収容定員が設定されていない場合は人と人の十分な距離(1m)を確保すること (床面積の合計が1000㎡超の施設) ・20時までの営業時間短縮 ・*イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮 ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場整理 ・施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 	*オンライン配信の場合は時間短縮不要
	ゴルフ場・ゴルフ練習場		
	バッティング練習場		
	陸上競技場		
	スケート場		
	水泳場		
	屋外テニス場		
	弓道場 等		
遊技施設	テーマパーク	<ul style="list-style-type: none"> ・20時までの営業時間短縮 	
	遊園地 等		

緊急事態措置・使用制限対象施設一覧

4 休業要請等を行わない施設

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
社会福祉施設等	保育所等(幼保連携型認定こども園を含む)	・感染防止策の徹底	
	放課後児童クラブ(学童保育)		
	障害児通所支援事業所		
	老人福祉法・介護保険法関係の施設		
	婦人保護施設		
	その他の社会福祉施設		
学校、大学、学習塾等	幼稚園	・感染防止策の徹底 ・感染リスクの高い活動の自粛 ・オンラインの活用	
	小学校		
	中学校		
	義務教育学校		
	高等学校		
	専修学校(高等課程)		
	高等専門学校		
	中等教育学校		
	特別支援学校		
	大学		
	専修学校(専門課程・一般課程)・各種学校		
	日本語学校・外国語学校		
	インターナショナルスクール		
	自動車教習所		
	学習塾		
	英会話教室		
	音楽教室		
	囲碁・将棋教室		
生け花・茶道・書道・絵画教室			
そろばん教室			
パソコン等IT関連教室			
料理教室			
葬祭場	葬祭場	・感染防止策の徹底 ・酒類提供(酒類の施設内持込含む。)の自粛	
図書館	図書館	・感染防止策の徹底 ・適切な入場整理	
商業施設 (生活必需物資販売施設)	卸売市場(※1)	・感染防止策の徹底	※1 生活必需品売場に限る (生活必需物資) ・食品 ・医薬品 ・医療機器その他衛生用品 ・再生医療等製品 ・燃料 等 ※2 移動販売店舗を含む
	食料品店・食料品売場(※2)		
	コンビニエンスストア(※1)		
	大規模小売店(※1)		
	百貨店(※1)		
	スーパーマーケット(※1)		
	ホームセンター(※1)		
	ショッピングセンター(※1)		
	薬局・薬店・ドラッグストア(※1)		
	ガソリンスタンド(※1)		
	新聞小売店		
	ベビー用品店		
	農機具店(肥料等含む)		

緊急事態措置・使用制限対象施設一覧

4 休業要請等を行わない施設

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
サービス業 (生活必需サービスを提供する店舗等)	理髪店	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策の徹底 ・適切な入場整理 ・酒類提供(酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備の使用自粛 	
	美容院		
	銭湯(公衆浴場)		
	郵便局		
	メディア		
	貸衣裳屋		
	不動産屋		
	火葬場		
	質屋		
	獣医		
	修理店(時計、靴、洋服、自動車(二輪自動車含む)、自転車等)		
	ランドリー		
	クリーニング店(取次店含む)		
	ごみ処理関係		
	配管工事・電気工事・ビルメンテナンス		
	セキュリティ・警備		
医療施設 (※1)	病院	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策の徹底 	※1 国家資格有資格者が治療を行うもの以外の施設は除く ※2 生活必需品売場に限る(生活必需物資) ・食品 ・医薬品 ・医療機器その他衛生用品 ・再生医療等製品 ・燃料 等
	診療所		
	歯科		
	薬局・薬店・ドラッグストア(※2)		
	鍼灸・マッサージ		
	接骨院		
	柔道整復		
住宅・宿泊施設	ホテル(集会の用に供する部分を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策の徹底 	
	カプセルホテル		
	旅館(集会の用に供する部分を除く)		
	民泊		
	共同住宅		
	寄宿舍		
	下宿		
交通機関等	バス	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策の徹底 	※ <鉄道、バス等> 終電時刻の繰上げ等の協力依頼を実施
	タクシー		
	レンタカー		
	鉄道		
	モノレール		
	船舶		
	航空機		
工場等	工場	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策の徹底 	
	作業場		
金融機関・官公署等	銀行	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策の徹底 	
	消費者金融		
	証券取引所		
	証券会社		
	保険代理店		
	官公署		
	各種事務所		

【参考】緊急事態措置・使用制限対象施設一覧（令和3年6月1日～令和3年6月20日まで）

緊急事態措置・使用制限対象施設一覧

R3. 5. 28時点
(適用期間：R3. 6. 1～6. 20、

1 飲食店等への要請等〔特措法第45条第2項等に基づく〕

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
飲食店等 (宅配・テイクアウトサービスを除く)	飲食店	[法第45条第2項に基づく要請] (酒類又はカラオケ設備を提供する場合(利用者による酒類の店内持込みを認めている飲食店を含む)) ・施設の休業	
	料理店		
	喫茶店		
	居酒屋		
	バー(接待や遊興を伴わないもの) 等		
遊興施設 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設) ※	キャバレー	(酒類及びカラオケ設備の提供をしない場合(酒類及びカラオケ設備の提供を取り止める場合を含む)) ・営業時短要請(5時～20時) (共通内容) ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 ・上記のほか、特措法施行令第12条第1項各号に規定される措置(従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱など有症状者の入場禁止、手指消毒設備の設置、施設の消毒、入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知、施設の換気)	※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外。 ただし、感染防止策の徹底を要請。入場整理の実施、酒類提供(酒類の店内持込み含む。)・カラオケ設備使用の不可について協力依頼
	ナイトクラブ		
	ダンスホール		
	スナック		
	バー(接待や遊興を伴うもの)		
	ダーツバー		
	パブ		
	サロン		
	ホストクラブ		
	ディスコ		
ライブハウス			
場外馬(車・舟)券場 等	[法第24条第9項に基づく要請] ・CO2センサー等の設置 ・業種別ガイドライン遵守の徹底		
カラオケ店 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設を含む)	カラオケ店・カラオケボックス	[法第45条第2項に基づく要請] (酒類又はカラオケ設備を提供する場合(利用者による酒類の施設内持込みを認めている場合を含む)) ・施設の休業 (酒類及びカラオケ設備の提供をしない場合(酒類及びカラオケ設備の提供を取り止める場合を含む)) ・営業時短要請(5時～20時) (共通内容) ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 ・上記のほか、特措法施行令第12条第1項各号に規定される措置(従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱など有症状者の入場禁止、手指消毒設備の設置、施設の消毒、入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知、施設の換気)	
	カラオケ喫茶 等		
結婚式場 ※	結婚式場	[法第45条第2項に基づく要請] (酒類又はカラオケ設備を提供する場合(利用者による酒類の施設内持込みを認めている場合を含む)) ・施設の休業 (酒類及びカラオケ設備の提供をしない場合(酒類及びカラオケ設備の提供を取り止める場合を含む)) ・営業時短要請(5時～20時) (共通内容) ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 ・上記のほか、特措法施行令第12条第1項各号に規定される措置(従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱など有症状者の入場禁止、手指消毒設備の設置、施設の消毒、入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知、施設の換気)	※ホテル・旅館等での結婚式を含む
		[法第24条第9項に基づく要請] ・CO2センサー等の設置 ・業種別ガイドライン遵守の徹底 [協力依頼] ・1.5時間以内の開催 ・参加人数50人以下又は収容定員50%以内のいずれか小さい方	

緊急事態措置・使用制限対象施設一覧

2 多数利用施設への要請等〔特措法第24条第9項に基づく〕

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
商業施設 (生活必需物資の小売り関係を営む店舗を除く)	卸売市場(※1)		※1 生活必需物資売場以外 (生活必需物資) ・食品 ・医薬品 ・医療機器その他衛生用品 ・再生医療等製品 ・燃料 ・化粧品 等
	コンビニエンスストア(※1)		
	大規模小売店(※1)		
	百貨店(※1)		
	スーパーマーケット(※1)		
	ホームセンター(※1)		
	ショッピングセンター(地下街含む)(※1)		
	靴屋	(床面積の合計が1000㎡以上の施設) ・土日の休業 ・平日20時までの営業時間短縮 ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場整理	
	衣料品店		
	寝具小売業	・施設内での飲酒につながる酒類提供等 (酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可	
	かばん・袋物小売業		
	雑貨屋		
	文房具屋	(床面積の合計が1000㎡以下の施設) ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場整理	
	本屋		
	自転車屋	・施設内での飲酒につながる酒類提供等 (酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可	
	家電販売店	[協力依頼] ・20時までの営業時間短縮	
	園芸用品店		
	鍵屋		
	家具屋		
	建具小売業		
	畳小売業		
	宗教用具小売業		
	金物・荒物小売業		
	陶磁器・ガラス器小売業		
	楽器小売業		
	写真機・写真材料小売業		
時計・眼鏡・光学機械小売業			
たばこ・喫煙具専門小売業			
建築材料小売業			
自動車(二輪自動車含む)販売店、カー用品店(※2)			※2 修理等に関する部分を除く
花屋			
商業施設 (生活必需物資の小売り関係を営む店舗を除く)	宝石類や金銀の販売店		
	古物商(質屋を除く)		
	金券ショップ	(床面積の合計が1000㎡以上の施設) ・土日の休業 ・平日20時までの営業時間短縮 ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場整理	
	古本屋		
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	・施設内での飲酒につながる酒類提供等 (酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可	
	囲碁・将棋盤店		
	DVD/ビデオショップ・レンタル		
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	(床面積の合計が1000㎡以下の施設) ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場整理	
	ゴルフショップ		
	土産物店	・施設内での飲酒につながる酒類提供等 (酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可	
	アイドルグッズ専門店	[協力依頼] ・20時までの営業時間短縮	
	美術品販売		
	携帯電話ショップ 等		

緊急事態措置・使用制限対象施設一覧

2 多数利用施設への要請等〔特措法第24条第9項に基づく〕

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
遊技施設	マージャン店	(床面積の合計が1000㎡以上の施設) ・土日の休業 ・平日20時までの営業時間短縮 ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場整理 ・施設内での飲酒につながる酒類提供等 (酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ 設備使用の不可	
	パチンコ屋		
	ゲームセンター		
	ビリヤード場		
	囲碁・将棋所 等		
遊興施設	性風俗店(ファッションヘルス、デリヘル、個室付き浴場業、SMクラブ、出会い系喫茶、テレフォンクラブ等)	(床面積の合計が1000㎡以上の施設) ・土日の休業 ・平日20時までの営業時間短縮 ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場整理 ・施設内での飲酒につながる酒類提供等 (酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ 設備使用の不可 (床面積の合計が1000㎡以下の施設) ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場整理 ・施設内での飲酒につながる酒類提供等 (酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ 設備使用の不可 [協力依頼] ・20時までの営業時間短縮	※ネットカフェ・マンガ喫茶 等、夜間の長時間滞在を目的 とした利用が相当程度見込ま れる施設は、対象外。 ただし、感染防止策の徹底を 要請。入場整理の実施、酒類 提供(酒類の店内持込含む。) ・カラオケ設備使用の不可に ついて協力依頼
	アダルトショップ		
	個室ビデオ店		
	射的場		
	ライブハウス		
	勝ち馬投票券発売所		
	場外馬(車・舟)券場 等		
サービス業 (生活必需サービスを 営む店舗を除く)	ペットショップ(ペットフード売場を除く)	(床面積の合計が1000㎡以上の施設) ・土日の休業 ・平日20時までの営業時間短縮 ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場整理 ・施設内での飲酒につながる酒類提供等 (酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ 設備使用の不可 (床面積の合計が1000㎡以下の施設) ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場整理 ・施設内での飲酒につながる酒類提供等 (酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ 設備使用の不可 [協力依頼] ・20時までの営業時間短縮	
	ペット美容室(トリミング)		
	住宅展示場		
	旅行代理店(店舗)		
	ネイルサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く)		
	まつ毛エクステンション専門店(ヘアカット等を行わない理美容所)		
	スーパー銭湯		
	サウナ		
	エステサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く)		
	リラクゼーション		
	整体院(国家資格有資格者が行うものは除く)		
	日焼けサロン		
	脱毛サロン		
	タトゥースタジオ		
	占い		
	写真屋・フォトスタジオ		
	展望室 等		

緊急事態措置・使用制限対象施設一覧

2 多数利用施設への要請等〔特措法第24条第9項に基づく〕

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
運動施設 (屋内施設)	体育館	・人数上限5,000人、かつ、収容定員50%以内、収容定員が設定されていない場合は人と人の十分な距離(1m)を確保すること (床面積の合計が1000㎡以上の施設) ・20時までの営業時間短縮 ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場整理 ・施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 (床面積の合計が1000㎡以下の施設) ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場整理 ・施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 [協力依頼] ・20時までの営業時間短縮	
	スケート場		
	水泳場		
	屋内テニス場		
	柔剣道場		
	ボウリング場		
	スポーツクラブ・スポーツジム		
	ホットヨガ、ヨガスタジオ 等		
※ 博物館等	博物館	・人数上限5,000人、かつ、収容定員50%以内、収容定員が設定されていない場合は人と人の十分な距離(1m)を確保すること (床面積の合計が1000㎡以上の施設) ・20時までの営業時間短縮 ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場整理 ・施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 (床面積の合計が1000㎡以下の施設) ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場整理 ・施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 [協力依頼] ・20時までの営業時間短縮	※図書館を除く ※オンライン配信の場合は時間短縮不要
	美術館		
	科学館		
	記念館		
	水族館		
	動物園		
	植物園 等		

緊急事態措置・使用制限対象施設一覧

3 イベント関連施設等への要請等〔特措法第24条第9項に基づく〕

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
劇場等	劇場	<ul style="list-style-type: none"> ・人数上限5,000人、かつ、収容定員50%以内、収容定員が設定されていない場合は人と人の十分な距離(1m)を確保すること (床面積の合計が1000㎡超の施設) ・21時までの営業時間短縮 <ul style="list-style-type: none"> *イベント開催以外の場合は20時までの営業時間短縮を要請 *映画館については、21時までの営業時間短縮を要請 	
	観覧場		
	演芸場		
	映画館		
	プラネタリウム 等		
集会・展示施設	集会場	<ul style="list-style-type: none"> ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場整理 ・施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 (床面積の合計が1000㎡以下の施設) ・21時までの営業時間短縮 <ul style="list-style-type: none"> [協力依頼] *イベント開催以外の場合は20時までの営業時間短縮を協力依頼 *映画館については、21時までの営業時間短縮を協力依頼 	*オンライン配信の場合は時間短縮不要
	公会堂		
	展示場		
	賞会議室		
	文化会館		
	多目的ホール 等		
ホテル又は旅館	ホテル(集会の用に供する部分に限る)		
	旅館(集会の用に供する部分に限る)		
運動施設 (屋外施設等)	野球場	<ul style="list-style-type: none"> ・人数上限5,000人、かつ、収容定員50%以内、収容定員が設定されていない場合は人と人の十分な距離(1m)を確保すること (床面積の合計が1000㎡超の施設) ・20時までの営業時間短縮 <ul style="list-style-type: none"> *イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮 ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場整理 ・施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 (床面積の合計が1000㎡以下の施設) ・イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮 <ul style="list-style-type: none"> ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場整理 ・施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 [協力依頼] *20時までの営業時間短縮 	*オンライン配信の場合は時間短縮不要
	ゴルフ場・ゴルフ練習場		
	バッティング練習場		
	陸上競技場		
	スケート場		
	水泳場		
	屋外テニス場		
	弓道場 等		
遊技施設	テーマパーク		
	遊園地 等		

※結婚式場は「1 飲食店等への要請等」を参照

緊急事態措置・使用制限対象施設一覧

4 休業要請等を行わない施設

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
社会福祉施設等	保育所等(幼保連携型認定こども園を含む)	・感染防止策の徹底	
	放課後児童クラブ(学童保育)		
	障害児通所支援事業所		
	老人福祉法・介護保険法関係の施設		
	婦人保護施設		
	その他の社会福祉施設		
学校、大学、学習塾等	幼稚園	・感染防止策の徹底 ・感染リスクの高い活動の自粛 ・オンラインの活用	
	小学校		
	中学校		
	義務教育学校		
	高等学校		
	専修学校(高等課程)		
	高等専門学校		
	中等教育学校		
	特別支援学校		
	大学		
	専修学校(専門課程・一般課程)・各種学校		
	日本語学校・外国語学校		
	インターナショナルスクール		
	自動車教習所		
	学習塾		
	英会話教室		
	音楽教室		
	囲碁・将棋教室		
生け花・茶道・書道・絵画教室			
そろばん教室			
パソコン等IT関連教室			
料理教室			
葬祭場	葬祭場	・感染防止策の徹底 ・酒類提供(酒類の施設内持込含む。)の自粛	
図書館	図書館	・感染防止策の徹底 ・適切な入場整理	
商業施設 (生活必需物資販売施設)	卸売市場(※1)	・感染防止策の徹底	※1 生活必需品売場に限る (生活必需物資) ・食品 ・医薬品 ・医療機器その他衛生用品 ・再生医療等製品 ・燃料 ・化粧品 等 ※2 移動販売店舗を含む
	食料品店・食料品売場(※2)		
	コンビニエンスストア(※1)		
	大規模小売店(※1)		
	百貨店(※1)		
	スーパーマーケット(※1)		
	ホームセンター(※1)		
	ショッピングセンター(※1)		
	薬局・薬店・ドラッグストア(※1)		
	ガソリンスタンド(※1)		
	新聞小売店		
	ベビー用品店		
	農機具店(肥料等含む)		
	化粧品小売業		

緊急事態措置・使用制限対象施設一覧

4 休業要請等を行わない施設

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
サービス業 (生活必需サービスを提供する店舗等)	理髪店	・感染防止策の徹底 ・適切な入場整理 ・酒類提供(酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備の使用自粛	
	美容院		
	銭湯(公衆浴場)		
	郵便局		
	メディア		
	貸衣裳屋		
	不動産屋		
	火葬場		
	買屋		
	獣医		
	修理店(時計、靴、洋服、自動車(二輪自動車含む)、自転車等)		
	ランドリー		
	クリーニング店(取次店含む)		
	ごみ処理関係		
	配管工事・電気工事・ビルメンテナンス		
	セキュリティ・警備		
	神社		
寺院			
教会			
医療施設 (※1)	病院	・感染防止策の徹底	※1 国家資格有資格者が治療を行うもの以外の施設は除く ※2 生活必需品売場に限る(生活必需物資) ・食品 ・医薬品 ・医療機器その他衛生用品 ・再生医療等製品 ・燃料 ・化粧品 等
	診療所		
	歯科		
	薬局・薬店・ドラッグストア(※2)		
	鍼灸・マッサージ		
	接骨院		
	柔道整復		
住宅・宿泊施設	ホテル(集会の用に供する部分を除く)	・感染防止策の徹底	
	カプセルホテル		
	旅館(集会の用に供する部分を除く)		
	民泊		
	共同住宅		
	寄宿舎		
	下宿		
交通機関等	バス	・感染防止策の徹底	※ <鉄道、バス等> 終電時刻の繰上げ等の協力依頼を実施
	タクシー		
	レンタカー		
	鉄道		
	モノレール		
	船舶		
	航空機		
	物流サービス(宅配等含む)		
工場等	工場	・感染防止策の徹底	
	作業場		
金融機関・官公署等	銀行	・感染防止策の徹底	
	消費者金融		
	証券取引所		
	証券会社		
	保険代理店		
	官公署		
	各種事務所		